

平成19年11月より

登録事項等証明書

請求方法が

平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、平成19年11月から登録事項等証明書を請求される際に以下の点について明示していただくこととなりました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1

自動車登録番号と車台番号(下7桁)の明示

個人情報保護の観点から、自動車登録番号と車台番号を明示して頂きます。

2

本人確認

登録事項等証明書を実際に取りに来られる方の本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

3

請求理由の明示

登録事項等証明書を請求の理由を、何のために必要なのか具体的に明示して下さい。

4

請求書(第3号様式)の変更

上記の事項を明示していただくため、請求書の様式が変更となります。当面、現在の様式を使用することが可能です。

上記以外にも、変更となる部分があります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更になります。

『登録事項等証明書』請求方法の変更について

国土交通省では、個人情報保護を強化する観点から、『登録事項等証明書』請求交付業務について平成19年11月19日(月)(予定)より下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1.請求の際に明らかにしていただく事項(交付請求書に記載してください。)

	項目	記事
(1)	請求の事由	① 何のために必要なのかを具体的に記入して下さい。 ② 不当な目的の場合、交付できません。
(2)	請求者の氏名及び住所	① 請求に来られた方の個人の氏名、住所を記載して下さい。 ② 請求書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された運転免許証等の提示が必要です。(下記2参照)
(3)	自動車登録番号及び車台番号	① 『自動車登録番号』だけでは請求できません。 『自動車登録番号』と『車台番号の下7桁』の記載が必要です。 ② 『車台番号』だけの請求はできますが、全桁の記入が必要です。 ※例外:『自動車登録番号』だけで請求できる場合 私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合 ○車両が放置されている場所 ○見取り図 ○放置期間 ○放置車両の写真 を明確にして請求して下さい。 【様式については、窓口でお尋ね下さい。】

2.請求者の本人確認を行う際に提示していただく書類(請求の際、窓口で提示してください。)

交付請求書に記載されている氏名及び住所が記載されているもので、以下のいずれかのもの

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 住民基本台帳カード
- (5) その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類